



会社更生手続下でなされた 整理解雇の効力

——日本航空(整理解雇)事件*

【乗員判決】日本航空(運航乗務員・整理解雇)事件

東京地裁平成24年3月29日判決●判例集未登載●平成23年(ワ)第1428号・平成23年(ワ)第14700号、甲野太郎ほか76名対日本航空株式会社、地位確認等請求事件〔参照条文：労働契約法16条〕

【客乗判決】日本航空(客室乗務員・整理解雇)事件

東京地裁平成24年3月30日判決●労働経済判例速報2143号3頁●平成23年(ワ)第1429号、乙山花子ほか72名対日本航空株式会社、地位確認等請求事件〔参照条文：労働契約法16条〕

I. 事実

1. 当事者

原告らは、いずれも被告の前身である日本航空インターナショナルと期間の定めのない労働契約を締結し、平成22年12月31日付で解雇されるまで勤務していた労働者であり、うち乗員判決の原告ら(76名)は、日本航空機長組合または日本航空乗員組合の組合員であり、運航乗務員の機長ないし副操縦士として、うち客乗判決の原告ら(72名)は、日本航空キャビンクルーユニオン(CCU)の組合員であり、客室乗務員として、それぞれ勤務していた。被告は、前身の日本航空インターナショナルから平成23年4月1日に商号変更されて成立した、航空運送事業を業とする株式会社である。

2. 事実の経過

(1) 会社更生手続に至る経緯および 会社更生手続の経過

平成22年1月19日、日本航空インターナショナルからの同日付申立てに基づく会社更生手続開始決定を受けて選任された更生管財人は、事業規模を大幅に縮小する同年度下期の路線便数計画、事業再生計画を策定した上で、同年8月31日、東京地方裁判所に更生計画案を提出した。これによると、日本航空インターナショナルグループ(JALグループ)は同年3月31

日時点での連結ベースで1兆円近い債務超過に陥っており、財務健全化計画として、既存株式の100%減資、一般更生債権の弁済率12.5%、企業再生支援機構からの3500億円の出資などが掲げられた。併せて、事業計画として、人的生産性の向上、人件費を含むコストの圧縮などが掲げられ、人員削減計画として、平成22年度末にグループ社員数をおよそ3万2600人とする旨が記載されていた。同更生計画案は、同年11月19日を締切とする投票で債権者の96%以上の同意を得て可決され、東京地方裁判所は、同月30日、当該更生計画案を認可する旨の決定をした。なお、平成22年度の日本航空インターナショナルの連結営業利益は1884億円に上り、過去最高益を大幅に更新した。

(2) 整理解雇に至る経緯

日本航空インターナショナルにおいては、運航乗務員および客室乗務員の人員計画策定に当たって、事業運営に必要な労働力として通常勤務できる社員1人の労働力を1稼働として単位化し、社員各自の労働力を一定の換算基準に従って稼働数に換算する「稼働ベース」という考え方を用いていた。

そして、更生管財人は、運航乗務員について、該当機種ごとの国家資格が必要とされる点、機長に限って同機種の副操縦士を代替できる点などを考慮しつつ、業務命令に基づく担当

* 本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)・若手研究(B)「再建型倒産手続におけ

る労働法規範の構造」(課題番号23730051)による成果の一部である。